

## 第5編 昇降機設備工事

### 第1章 新設工事

1. 本章は、建築物等の新築及び増築に係る昇降機設備工事の積算に適用する。

#### 第1節 一般事項

(1) 昇降機設備工事の単価及び価格は、「第1編 総則」に基づき物価資料の掲載価格又は製造業者、専門工事業者の見積価格等を参考に定める。

## 第2章 改修工事

1. 本章は、建築物等の改修工事に係る昇降機設備工事の積算に適用する。

### 第1節 一般事項

(1) 昇降機設備工事の単価及び価格は、「第1編 総則」に基づき物価資料の掲載価格又は製造業者、専門工事業者の見積価格等を参考に定める。